

別記第1号様式（第7条関係）



令和6年度 補助金交付申請書

令和6年5月22日

函館市長 様

住所 函館市松陰町10番12号

申請者

氏名 有限会社北央

代表取締役 長南 武次

（法人の場合は法人名および代表者名）

補助事業の名称 令和6年度函館市公衆浴場経営安定化事業

上記の補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市公衆浴場経営安定化事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 公衆浴場の名称 | 湯処 永寿湯温泉 |
| 2 補助事業に要した経費 | 金 2,199,273 円／ |
| 3 補助金交付申請額 | 金 1,090,000 円／ |

令和6年度 補助金交付決定および額の確定通知書

函 保 生

令和6年5月24日

住所 函館市松陰町10番12号

補助事業者

氏名 有限会社北央

代表取締役 長南 武次 様

函館市長 大泉 洋

補助事業の名称 令和6年度函館市公衆浴場経営安定化事業

令和6年5月22日付で申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市公衆浴場経営安定化事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 公衆浴場の名称 湯処 永寿湯温泉
- 2 補助金の交付額 1,090,000 円

補助対象の燃料等	補助対象経費	補助率	補助金の交付額
灯油, 電気	2,199,273 円 (2,199,273 円)	2 分の 1	1,090,000 円

※「補助対象経費」欄の（）内は、支出した燃料費および電気料の合計額

3 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金等の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
 - (7) 補助事業等の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合。
 - (4) 補助事業等を中止し、または廃止する場合。
 - (9) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となった場合。
- (3) この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。
- (4) 補助事業等の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、この補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

この場合、補助金等の額の確定後においても同様とする。

 - (7) この補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (4) この補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (9) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により、補助金等の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (7) 補助事業者は、この補助事業等について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。